

公告

都市計画法（以下「法」という。）第19条第1項の規定により，京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市高速鉄道の決定に係る都市計画の案を作成したので，法第17条第1項の規定により次のとおり公告し，当該案を縦覧に供します。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成16年11月1日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 都市高速鉄道の名称

阪急電鉄京都線

2 都市計画を決定する土地の区域

西京区川島六ノ坪町，川島北裏町，川島菟田町，川島滑樋町，川島五反長町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル4階

京都市環境局環境政策部環境管理課

4 縦覧期間

平成16年11月1日から平成16年11月15日まで

(注) 当該都市計画の案について意見書を提出しようとする者は，住所，氏名及び同案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を，上記縦覧期間満了の日までに，〒604-8571京都市中京区寺町通御池上

る上本能寺前町488番地,京都市都市計画局都市企画部都市計画課に提出してください。

(都市計画局都市企画部都市計画課)